(様式5)

市民意見募集手続の結果について

- 1 計画等の案の名称 上田市協働のまちづくり指針の見直し(案)
- 2 募集期間 令和2年1月31日(金曜日)から令和2年2月29日(土曜日)まで
- 3 実施結果
 - (1)件数 14件(9人)
- (2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
5件(5人)	5件(2人)	4件(2人)	0件(0人)	14件(9人)

4 意見に対する市の考え方

【指針案を修正·追加する】

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	P3 地域コミュニティの定義	地域コミュニティの定義の「 住 民自治組織(まちづくり組織)は 地域コミュニティに含まれます」 の表現は、指針後述内容に対 して不明瞭のため、もう少し定 義を明確にしてほしい。	「地域コミュニティ」の定義は上田市自治基本条例第2条第1項第5号の規定を引用しています。 の部分は、住民自治組織(まちづくり組織)が地域コミュニティに含まれることを注釈したものです。 御指摘の住民自治組織に係る説明文を5ページに追記します。
2	P3 他	自治会と住民自治組織の役割 分担を明確にしてほしい。	説明文は、5ページに追記します。また、10ページの自治会の役割を修正します。
3	P3 役割及び責務	「市」の説明文で「地域コミュニティの活動が促進されるよう公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対して必要に応じて支援を行います」となっているが、どのような支援を行うのか具体的に記載してほしい。	具体的な支援内容については、8ページに追記します。

	P10	自治会の枠内「住民間の親睦	いただいた御意見を参考に、10ペー
	期待される各	や福祉向上に取り組む」とある	ジの自治会の役割を修正します。
	主体の基本的	が自主防災組織及び活動、環	
	な取組(役割)	境衛生及び整備、美化活動、ゴ	住民自治組織のあり方については、こ
		ミ処理・指導・監視、伝統文化、	れまでも各住民自治組織での会議の
		歴史保存、PTA(支部)連携事	他、住民自治組織の代表者と市との
		業、公民館分館活動、社協連	情報交換の場である「全体会議」、設
		携、葬儀等々にまで及ぶ住民と	立の準備会組織に当たる「地域経営
		生活自治のほぼすべてを自治	会議」等において説明を行っていると
		会に負担させておいて親睦や	ころですが、市民の皆様に御理解いた
		福祉等との表現はあまりに自治	だけるよう引き続き丁寧な説明に努め
4		会軽視の表れと明らかな誤認	てまいります。
4		識である。この現実は、将来的	
		にも広域を対象としている住民	
		自治組織が担うことは相当な未	
		来にならないと難しいと思える	
		し、自治会の伝統としての誇り	
		や歴史等々を否定していくこと	
		になる。しかしながら、行政がこ	
		れらを住民自治組織に積極的	
		に望むならばもっとしっかりした	
		未来デザインと行動計画、具体	
		的施策を提示してほしい。	
	P13	5 年経過の見直し後も依然「協	協働を推進するための制度は、社会
	(1)推進体制づ	働を推進するための必要な制	情勢の変化や住民のニーズなどを踏
	〈 IJ	度を検討する」とはいかがか。	まえながら、新設し、必要に応じて見
	財政支援·制		直す必要があることから修正します。
5	度検討		
	<u> </u>	<u>l</u>	<u> </u>

	全体	本文中の随所に自治会の表記	「自治会」の表記は、見直し前の指針
		があるが、これは自治会連合会	に「地域コミュニティ」あるいは「市民活
		や地区連も含まれているの	動団体等」といった一括表記だったも
		か? 含まれているとすればそ	のから「自治会」と「住民自治組織」を
		れぞれ機能が違うと思うので説	取り出して、「市民活動団体等」との区
6		明が必要です。	別を図ったものです。
			「自治会」の表記には、自治会連合会
			や地区自治会連合会も含めたものと
			して使用していますので、説明文を5
			ページに追記します。

【検討の結果、計画案に反映しない】

ינחארו	投削の組織には、			
No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方	
	P10	「協働の推進に向けて、職員の	上田市自治基本条例第 12 条には、職	
	市の基本的な	意識改革や能力の向上を図	員の責務として、職員は単に職務を遂	
	取組(役割)	る」の「意識改革」の前に「相手	行するだけではなく、「市民の視点に	
		の立場に立った(相手を重んじ	立って職務を遂行するとともに、自らも	
		た)」を追記したらどうか。	市民であることを自覚し、市民の一員	
			としてまちづくりに積極的に参加する」	
7			こと、また、「職員は、高度化する行政	
/			需要に的確に対応するため、職務に	
			必要となる知識の習得及び技能の向	
			上に努める」ことが規定されています。	
			御指摘いただいた御意見は「職員の	
			意識改革」の中に包含されることから	
			記載のとおりとさせていただきます。	
	P14	まちづくりの基本は住民と行政	住民自治組織については、合併時の	
	(2)情報共有と	の協働としながら具体的な実行	新市建設計画の中で、新たな住民自	
	市民活動への	面では、見直し後も住民(自治	治の仕組みとして、「コミュニティ活動	
	支援	組織)が主体で行政は支援とし	団体のネットワークを強化し、住民と行	
8	地域内分権	ている。基本的な考え方と具体	政の協働による取組を具体化する組	
0	の確立	策が矛盾している。	織となる住民自治組織の設立を推進」	
			することが明記されています。	
			市では合併以降、地域内分権の確立	
			に向けて、4 つのステージを設定し、各	
			種施策を進めており、現在は最終工程	

			である第4ステージにおいて住民自治 組織の設立促進と市の支援体制の整 備に取り組んでいるところであります ので、本項目については記載のとおり とさせていただきます。
			なお、本指針では協働を行う各主体に 行政(市)も含めており、7ページ及び 10ページにその旨を記載しています。 また、協働の相手方を住民自治組織 に限定しているわけではなく、自治会
			や市民活動団体、NPO 法人など、まちづくりに取り組む多様な主体への財政的、人的支援による協働を進めて、まいります。
9	その他	住民自治組織のあり方や運営方法に関するご意見	本指針は、協働を推進していくための基本的な考え方や方向性をまとめたものであり、住民自治組織のあり方や運営方法等については、地域の特性や自主性を尊重しているため、指針の中に具体的に記載することは考えておりません。
			いただいた御意見につきましては、貴重な御意見として各地域の担当課に申し伝えますので、御理解をお願いします。

類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しません。